

# 子どもに対する性犯罪の通報義務の不履行

性的な性質の犯罪からより良いかたちで子どもを保護するために、法律が強化されました。

2021年7月5日より前までは、子どもに対する危害の疑い（性的虐待の疑いを含む）を通報する法的義務を課せられていたのは、特定の成人のみでした。

2021年7月5日からは、[新しい法律](#)により、成人なら誰でも、自分以外の成人による子どもに対する性犯罪を警察に通報しないことは、犯罪になります。これはつまり、すべての成人が、通報しない合理的な理由がない限り、子どもに対する性犯罪を警察に通報する責任を負うということです。

この法律においては、[子ども](#)とは16歳未満の者、または18歳未満で[心に障害がある者](#)を指します。

## 子どもに対する性犯罪

[子どもに対する性犯罪 \[child sexual offence\]](#) とは、子どもを狙った性的な性質の犯罪であり、つぎのようなものが含まれます：

- 子どもをわいせつに扱ったり、子どもとわいせつに接すること
- 子どもとの性交
- 強姦
- 近親相姦
- 子ども（または子どもの親もしくはケア提供者）へのグルーミング
- 子どもを搾取するような記録物等の作成
- 子どもとの性的関係の維持

子どもを対象とした性犯罪についての詳細は、[こちら](#)をご覧ください。

## 通報義務の不履行

通報義務の不履行についての新しい法律は、18歳以上のすべての者（成人）に適用されます。

2021年7月5日から、子どもが性的虐待の被害を受けている、もしくは受けていたと成人が合

理的に確信を持っている（または合理的に確信を持つべきである）場合、当該の成人は通報しない合理的な理由がない限り、それについて警察に通報しなければなりません。

## 合理的な確信とは

[合理的な確信 \[reasonable belief\]](#) とは、分別のある一般人が同等の立場にあり同等の情報を有していたら形成するに至るであろう確信を指します。合理的な確信を形成するに至るかどうかは、常に個々の状況により異なります。

たとえば、合理的な確信はつぎのどちらの場合でも形成され得ます：

- 子どもが自分は性的虐待を受けたと証言している場合
- 子どもが性的虐待を受けた兆候を見せている場合

子どもの性的虐待の兆候についての詳細は、[こちら](#)をご覧ください。

子どもが性的虐待を受けた、または性的虐待を受けるリスクがあるという合理的な確信を持っている者は、通報しない合理的な理由がある場合を除き、それについて警察に通報しなければなりません。

## 合理的な理由

子どもに対する性的虐待を通報しない [合理的な理由 \[reasonable excuse\]](#) については、この法律では網羅的に定義されていません。通報しない合理的な理由には、つぎのようなものが含まれ得ます：

- あなた自身が既に関係当局に通報している、もしくは別の者が既に通報した、あるいは今後通報することを知っている—たとえば、つぎのような状況が考えられます：



- あなたが看護師で、既に子ども安全サービス [Child Safety Services] に通報している
- あなたが教師で、勤務校の校長または別の教師が別の法令に基づいて既に当該犯罪について通報している
- 現在はもう成人になっている被害者についての情報を入手したが、あなたはその被害者が警察に過去の被害について明かすことを望んでいないと合理的に確信している
- 当該犯罪を通報することであなた自身もしくは他の者（犯行を疑われている者を除く）を危険に晒すという確信がある

その犯罪が既に子ども安全サービスなどの関係当局に通報されている場合は、あなたが警察に通報する必要はありません。

## 宗教上の告白・懺悔

新しい法律では、宗教上の告白・懺悔の最中または告白・懺悔に関連して入手した子どもに対する性犯罪についての情報は、警察に通報しなければならないと明記されています。

## 特権

新たな法律とそこで定められている刑事犯罪では、宗教上の告白・懺悔に関しては通報・保護の義務が適用されるという明文規定があるものの、この法律は法曹特権や性的暴力カウンセリングの特権を含むその他の特権を無効にすることを意図するものではありません。

## 刑罰

子どもに対する性犯罪についての確信の通報義務を怠った場合に科される最高刑は、禁固3年です。

## 過去に発生した子どもに対する性犯罪の通報について

子どもに対する性犯罪が行われたと合理的に確信するに至るような情報を2021年7月5日以降に得て、通報しない合理的な理由が無い場合は、それについて通報しなければなりません—これは、たとえその虐待が遠い過去に発生した場合であってもです。

そのような情報を2021年7月5日より前に入手していた場合、新しい法律のもとでは、その事

件についての通報はしなくても良いことになっています。しかし被害者が現時点で18歳以下で、あなたが[通報義務関連法 \[Mandatory Reporting Laws\]](#)の対象となる場合は、子ども安全サービスなどのその他の通報義務のもとで通報しなければならない可能性があります。

なお、当該情報を通報する法的義務を負っていない方でも、任意で警察に通報することができます。

## 被害者が現在既に成人している場合

被害者が現在既に18歳以上である（が、犯罪発生時は子どもであった）場合でも、あなたがその犯罪についての情報を得たのが2021年7月5日以降であれば、その犯罪について警察に通報しなければなりません。しかし、現在既に成人している被害者はその情報を警察に明かすことを望んでいないとあなたが合理的に確信しているのであれば、通報する必要はありません。

これとは別に、通報しない合理的な理由がある場合にも、通報する必要はありません。

## 通報義務の有無の例

### シナリオ1

家族や友人が集うバーベキューの場にいるとします。14歳のあなたの姪から、その日の午後、少し前の時間に、バーベキュー・パーティーに参加している18歳の者が彼女をベッドルームに連れ込んでヌード写真のためにポーズを取らせた、と伝えて来ました。

あなたはどうすべきでしょうか？

その情報を警察に通報しなければなりません。

その18歳の者は、子どもを搾取するような記録物等の作成、または子どもをわいせつに扱ったり、子どもとわいせつに接することの罪を犯した可能性があります。それについて通報する義務を怠ることは、犯罪になり得ます。



## シナリオ 2

既に成人しているあなたのパートナーから、5歳のときに近所の人から性的虐待を受けたと打ち明けられました。パートナーは警察に届け出をすることは望んでいないと言っています。

あなたはどうすべきでしょうか？

もや青少年へのサービスを提供するセクターからのフィードバックを得るために、このセクターに的を絞った意見聴取を行いました。意見の提出は、2021年4月23日に締め切られました。

パートナーは現在既に成人していて、あなたはパートナーがその情報を警察に明かすことを望んでいないと合理的に確信しているため、このこどもに対する性犯罪を警察に通報する必要はありません。あなたには、通報しない合理的な理由があります。

## 通報方法

犯罪の通報には、警察リンク [Police Link] ( 電話番号 131 444 ) に電話してください。

緊急事態であれば、トリプル・ゼロ ( 000 ) に電話してください。

自分の職場での通報義務の有無について確信が持てない場合は、所属先の上司または人事担当者を確認してください。

通報について確信が持てない方は、[法的な助言](#)を得たほうが良いかもしれません。

## その他の情報

以下のサービスでは、被害者のための支援や情報、アドバイスを提供しています：

- [クイーンズランド州被害者支援局 \[Victim Assist Queensland\]](#)
- [キッズ・ヘルプライン \[Kids Helpline\]](#)—  
電話 1800 55 1800
- [アボリジニおよびトレス海峡諸島民 ファミリー・ウェルビーイング・サービス \[Aboriginal and Torres Strait Islander Family Wellbeing Services\]](#)

## 関連情報

これとは別に、クイーンズランド州警察および同州政府こども・青少年司法および多文化問題省は ( 司法省と共同で )、クイーンズランド州におけるこどもの安全基準の監督・規制の可能性や、通報対象行為制度の確立について、こど

